

# 官報

号外 昭和五十七年四月二日

## 第九十六回国 衆議院会議録 第十五号

昭和五十七年四月二日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十七年四月二日

正午開議

第一 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十七年四月二日 衆議院会議録第十五号

午後零時三分開議  
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長渡部恒三君。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕  
〔渡部恒三君登壇〕  
○議長(渡部恒三君) たいま議題となりましたアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

月一日から新エネルギー総合開発機構へ移管しようとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、政府は、新エネルギー総合開発機構にアルコールの製造を行わせること、  
第二に、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止すること、  
第三に、アルコール専売事業に対する公共企業体等労働関係法の適用を除外すること、  
第四に、アルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合へ統合すること

等であり、  
本案は、去る三月六日当委員会に付託され、三月二十四日安倍通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を行い、三月三十一日に至り、質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、移行職員に対する処遇面での配慮、新エネルギー総合開発機構の業務運営のあり方等について附帯決議が付されましたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(福田一君) 日程第二、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

る法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長枝村要作君。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕  
〔枝村要作君登壇〕

○枝村要作君 たいま議題となりました法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭鉱害につきましては、国土の保全、民生の安定を図る見地から、鉱害復旧対策が展開されてまいりましたが、いまなお、総額六千億円にも上る累積鉱害が残存いたしております。

このため、昨年十二月に提出された石炭鉱業審議会の答申においても、今後十年間で、これら累積鉱害の最終的な解消を目指し、引き続き、鉱害復旧の促進と鉱害賠償の円滑化を図る措置を講ずる必要があると指摘されております。

本案は、このような実情にかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止期限を、いずれも昭和六十七年七月三十一日まで十年間延長するものであります。

本案は、去る二月九日当委員会に付託され、同月二十三日安倍通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を重ね、四月一日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、新たな鉱害復旧長期計画の策定、復旧事業の計画的効率的推進等を内容とする附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり



(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

坂井 弘一君  
鈴切 康雄君  
坂井 弘一君

建設委員

辞任

補欠

山花 貞夫君  
飛鳥田一雄君

環境委員

辞任

補欠

土井たか子君  
木下敬之助君  
飛鳥田一雄君  
春日 一幸君

予算委員

辞任

補欠

草川 昭三君  
坂井 弘一君  
草川 昭三君

議院運営委員

辞任

補欠

北村 義和君  
佐藤 誼君  
久岡 章生君  
久岡 章生君  
小野 信一君  
小野 信一君

懲罰委員

辞任

補欠

飛鳥田一雄君  
春日 一幸君  
中村 茂君  
和村 耕作君  
和村 耕作君

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

奥田 幹生君  
松永 光君  
宮下 創平君  
上坂 昇君  
水田 稔君  
狩野 明男君  
笹山 登生君  
堀内 光雄君  
堀内 光雄君  
長谷川正三君  
木間 章君  
宮下 創平君  
奥田 幹生君  
松永 光君  
水田 稔君  
上坂 昇君

運輸委員

辞任

補欠

佐藤 文生君  
近岡理一郎君  
小林 恒人君  
奥田 幹生君  
松永 光君  
上坂 昇君  
近岡理一郎君  
小林 恒人君  
佐藤 文生君

内閣委員

辞任

補欠

木野 晴夫君  
田村 元君  
堀内 光雄君  
川崎 二郎君

科学技術委員

辞任

補欠

山原健二郎君  
瀬崎 博義君  
山原健二郎君

予算委員

辞任

補欠

橋本龍太郎君  
田村 元君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

三原 朝雄君  
椎名 素夫君  
三原 朝雄君

(議案提出)

一、去る三月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(議案付託)

一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る三月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域改善対策特別措置法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫防除特別措置法案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法案の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

昭和五十七年四月二日 衆議院會議録第十五号

国会に提出する。

昭和五十七年二月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律

(アルコール専売法の一部改正)

第一条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 政府ハ新エネルギー総合開発機構(以下機構ト称ス)ニアルコールノ製造ヲ行ハシム

政府ハ機構以外ノ者ニアルコール製造ノ委託ヲ為スコトヲ得

前項ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ申請ヲ為スベシ

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条及第六条 削除

第七条 アルコール製造者(機構及アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ヲ謂フ以下同ジ)ハ製造場又ハ蔵置場ヲ新設、変更又は廃止セントストキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第九条から第十二条までを次のように改める。

第九条乃至第十二条 削除

第十三条中「アルコール製造者」を「機構」に改

める。

第十三条に次の一項を加える。

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年度開始前ニアルコールノ収納ニ関スル当該年度ノ計画ヲ定メ之ヲ機構ニ通知ス之ヲ変更ストキ亦同ジ

第十四条第二項中「政府ハ」の下に「機構」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハアルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ノ製造シタルアルコールニ付テハ準用ス第十五条第一項中「賠償金ヲ交付ス」を「収納代金ヲ支払フ」に改め、同条第二項中「賠償価格」を「収納価格」に、「公示ス」を「機構ニ通知ス」に改める。

第十八条第二項中「第十一条乃至第十六条、第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一項、第三十条、第三十九条及第四十一条」を「第十三条第一項、第十四条第一項及第二項、第十五条、第十六条、第二十九条ノ四第一項、第二十九條ノ五第一項、第三十条並ニ第四十一条」に改め、同条に次の一項を加える。

機構ハ之ヲ第一項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条ノ二 前条第一項ノ許可ヲ受ケタル者(機構ヲ除ク次条ニ於テ同ジ)其ノ製造ヲ廃止セントストキハ許可ノ取消ヲ求ムベシ

第十八条ノ三 第十八条第一項ノ許可ヲ受ケタ

ル者左ノ各号ノ一ニ該当ストキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 三年以上引続キ其ノ製造ヲ為サザルトキ

二 政府ニ納付スベキアルコールニ付課徴、消費若ハ隠匿ヲ為シ又ハ之等ノ行為ニ着手シタルニ因リ第三十三条ノ規定ニ依リ処罰セラレ又ハ第四十条第一項ニ於テ準用スル

国税犯則取締法第十四条第一項ノ規定ニ依リ処分セラレタルトキ

第二十九条ただし書中「試験研究ノ為政府」を「第十八条第一項」に、「又ハアルコール製造者納付期日前若ハ正当ノ事由ニ因リ納付ノ遅延シタル」を、「アルコール製造者納付期日ニ至ラザル場合其ノ他正当ノ事由アル」に改める。

第二十九条ノ三を第二十九条ノ五とし、第二十九條ノ二を第二十九條ノ四とし、第二十九條の次に次の二条を加える。

第二十九條ノ二 機構ハ石油代替エネルギーノ開発及び導入ノ促進ニ関スル法律第三十九條第一項ニ規定スル業務ノ外第三條第一項ノ規定ニ依ルアルコール製造ノ業務及之ニ附帯スル業務(以下アルコール製造業務ト称ス)ヲ行フ

アルコール製造業務ニ付テハ石油代替エネルギーノ開発及び導入ノ促進ニ関スル法律第四十一條第一項中「第三十九條第一項」に規定スル業務トアルハ「第三十九條第一項」に規定スル業務又はアルコール専売法第二十九條ノ二

第一項ノアルコール製造業務」トシ同法第五十二條中「政令」トアルハ「政令並びニアルコール専売法」トシ同法第五十三條第二項及第五十四條第一項中「この法律」トアルハ「この法律又はアルコール専売法」トシ同法第五十九條第三号中「第三十九條第一項」に規定スル業務トアルハ「第三十九條第一項」に規定スル業務及びアルコール専売法第二十九條ノ二第一項ノアルコール製造業務」トス

第二十九條ノ三 機構ハアルコール製造業務ニ

関スル經理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ經理ト区分シ特別ノ勘定ヲ設ケテ整理スベシ

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條第一項第一号中「特許、許可又ハ委託」を「委託又ハ許可」に改め、「製造シタル者」の下に「(機構ヲ除ク)」を加える。

第三十四條第一項第三号中「第二十九條第一項(第三十二條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を「第二十九條」に改める。

第三十五條第一号中「又ハ第三十二條第三項」を削り、「若ハ蔵置場」を「又ハ蔵置場」に、「若ハ廃止シ又ハ許可ヲ受ケタル事項」変更シタル」を「又ハ廃止シタル」に改め、同条第二号中「又ハ第三十二條第三項」を削る。

第三十五條ノ二第一号を削り、同条第二号中「第十八條第二項又ハ第三十二條第三項」を「同

条第三項又ハ第十八條第二項」に改め、同号を

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案及び同報告書

同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条ノ第二項」を「第二十九条ノ第四項」に改め、  
 「又ハ第三十二条第三項」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十九条ノ第二項」を「第二十九条ノ第四第二項」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十六条第二号中「第二十九条ノ第三項」を「第二十九条ノ第五項」に改め、「又ハ第三十二条第三項」を削り、「同条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、「同条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第四十一号中「アルコール製造者其ノ製造ノ特許ヲ取消サレ又ハ其ノ業務ヲ廢止スルモ」を「アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者其ノ委託ヲ解除セラルルモ」に改める。

第二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項第三十七号を次のように改める。

三十七 アルコールの専売を行うこと。  
 第五条第二項中「基礎産業局はアルコール事業部を」を削る。

第十条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

七 新エネルギー総合開発機構に関するこ

昭和五十七年四月二日 衆議院会議録第十五号

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案及び同報 告書

と。(アルコール製造業務に関するものに限る。)

第三十一条中「石炭事務所及び工場」を「及び石炭事務所」に改める。

第三十六条の六第十号の三中「関すること」の下に「基礎産業局の所掌に係ることを除く。」を加える。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第三条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二号第一項第二号ホを削る。

第三十九号中「農林水産大臣」を「及び農林水産大臣」に改め、「及び通商産業大臣(同号ホの企業に関するものに限る。)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中アルコール専売法第十三条に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(アルコール専売事業特別会計からの権利義務

の承継等)

第二条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、アルコール専売法第一条の規定によるアルコールの製造に関するもので政令で定めるものは、この法律の施行の時に、新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)がアルコール専売事業特別会計から承継する。

2 前項の規定による承継があつたときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十四条第三項の認可を受けることな

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で国が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で国が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(アルコール専売法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継する権利に係る財産のうち第一条の規定による改正後のアルコール専売法(以下「新専売法」という。)第七条(新専売法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する製造場又は蔵置場に該当するものについては、機構が施行日に新専売法第七条の規定による新設の許可を受けたものとみなす。

第四条 昭和五十七年度の新専売法第十三条第二項の計画については、同項中「毎年度開始前二」とあるのは「昭和五十七年九月三十日迄二」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十七年度」ととする。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前のアルコール専売法(以下「旧専売法」という。)第三十二条第一項の規定によりアルコール製造の委託を受けている者は、新専売

法(以下「新専売法」という。)第三十二条第一項の規定によりアルコール製造の委託を受けている者は、新専売

法(以下「新専売法」という。)第三十二条第一項の規定によりアルコール製造の委託を受けている者は、新専売

昭和五十七年四月二日 衆議院会議録第十五号

法第三条第二項の規定によりアルコール製造の委託を受けたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、旧専売法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新専売法中にこれに相当する規定があるときは、新専売法の相当規定によつてしたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした旧専売法又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ホに掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う国の経営する企業(以下「アルコール専売事業」という。)がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下「公労法」という。)第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属しているアルコール専売事業とその職員に係る公労法第三条第二項の労働組合(以

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案及び同報告書 五一〇

下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前にアルコール専売事業と組合とが締結した協定であつて公労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がしたアルコール専売事業と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二条を除く。)、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までの期間についてアルコール専売事業に勤務する職員(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項の職員をいう。)に支給する給与についての同法の規定の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の六において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の規定に違反するものに対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為であつて公労法第四十条第一項第一号の規定に基づきアルコール専売事業に勤務する一般職に属する職員に適用があるものとされていた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第六号の規定により設けられた組合(以下「アルコール専売共済組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、同条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合(次項において「通商産業省共済組合」という。)が承継する。

2 通商産業省共済組合は、前項の規定によりア

ルコール専売共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうちアルコール専売共済組合の短期給付の事業及び国家公務員共済組合法第九十八条第一号に掲げる事業(以下「短期給付事業等」という。)に係るものの価額から、その承継した義務に係る負債のうちアルコール専売共済組合の短期給付事業等に係るものの金額をそれぞれ差し引いた額につき、大蔵省令で定めるところにより算出した金額を、新専売法第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務に係る機構の事業所(次項において「アルコール関係機構事業所」という。)についての健康保険の保険者(健康保険組合に限る。)に対して支払わなければならない。

3 前項の大蔵省令は、アルコール専売共済組合の短期給付事業等に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者の数に対するこれらの者のうち施行日にアルコール関係機構事業所についての健康保険(健康保険組合を保険者とするものに限る。)の被保険者の資格を取得した者の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による支払について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十条 アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

2 アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、国家公務員共済組合法第十六条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは、「昭和五十七年十一月三十日」とする。

第十一条 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとき、既に退任した者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き、同項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職したものについては、同項中「転出(公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。の際に所属

していた組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同条第二項第一号中「転出」とあるのは「公社職員又は公庫等職員となるための退職」と、同条第四項中「転出」とあるのは「の公社職員又は公庫等職員となるための退職」とする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に退職し同項の規定による申出をアルコール専売共済組合に行つたものについては、同項中「当該組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」とする。

3 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出をアルコール専売共済組合にすることができず、施行日前に当該申出をしていないものについては、同項前段中「組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同項後段中「当該組合」と

あるのは「当該組合(昭和五十七年九月三十日以前の期間については、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の第三条第二項第六号の規定により設けられた組合)」とする。

第十二条 この法律の施行前にした第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条まで及び附則第十六条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「七人」を「八人」に改める。

(酒税法の一部改正)

第十五条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託」を「第三条第一項の規定によりアルコールの製造を行う新エネルギー総合開発機構又は同条第二項若しくは同法第十八条第一項の規定によりアルコールの製造の委託若しくは許可」に改める。

(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の酒税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の一項を加える。

26 新エネルギー総合開発機構がアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第二

二条第一項の規定によりアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アルコール専売法(昭和十二年法律第三十三号)第二十九条第二項のアルコール製造業務の用に供する

固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

理由

行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化に資するため、アルコール専売事業の製造部門を新エネルギー総合開発機構へ移管するとともに通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止し、あわせてアルコール専売事業に対する公共企業体等労働関係法の適用を除外するほか、アルコール専売共済組合を通商産業省共済組合へ統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関

する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化に資するため、アルコール専売事業の製造部門を新エネルギー総合開発機構へ移管し、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 アルコール専売法の一部改正
- (1) 政府は、新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)にアルコールの製造を行わせる。
- (2) 機構が製造したアルコールは政府が収納する。
- (3) 機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に規定する業務のほか、アルコールの製造に関する業務を行い、当該業務に関する経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- 2 通商産業省設置法の一部改正
- アルコールの製造事業の機構への移管に伴

い、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止する。

- 3 公共企業体等労働関係法の一部改正
- アルコール製造事業の機構への移管に伴い、アルコール専売事業に対する公共企業体等労働関係法の適用を除外する。
- 4 国家公務員共済組合法の一部改正
- アルコール製造事業の機構への移管に伴い、アルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合へ統合する。
- 5 その他

- (1) この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、アルコールの収納に関する計画の機構への通知、アルコール専売事業特別会計から機構への権利義務の承継に関する規定等は、公布の日から施行する。
- (2) アルコール専売事業特別会計から機構への権利義務の承継について規定する。
- (3) この法律の施行の際公共企業体等労働委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした仲裁裁定の取扱い

に関する経過措置について規定する。

- (4) アルコール専売共済組合の解散に伴う通商産業省共済組合への権利義務の承継及び同組合から機構の健康保険の保険者への財産移転について規定する。
- (5) 機構の理事の員数を七人以内から八人以上に改める。
- (6) アルコールの製造事業に関する登録免許税及び地方税の減免措置について規定する。

- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化に資するため、アルコール専売事業の製造部門を新エネルギー総合開発機構へ移管するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 本案施行に要する経費
- 昭和五十七年度アルコール専売事業特別会計予算に、通商産業省を退職し新エネルギー総



合開発機構へ移行する職員の退職手当金として五十二億六千三百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十七年三月三十一日

商工委員長 渡部 恒三

衆議院議長 福田 一敏

〔別紙〕

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新エネルギー総合開発機構のアルコール製造事業の運営にあたっては、アルコール製造工場の立地する地域の振興に十分配慮しつつ、一層その効率化に努めるよう指導すること。

二 新エネルギー総合開発機構へ移行する職員の移行の際及び移行後の処遇については、身分の変更に伴い不利益になるようなことがないよう十分配慮すること。

三 石油代替エネルギーとしてのバイオマス・エネルギーの重要性にかんがみ、そのエネルギー政策における位置づけを明確にし、総合的な研

究開発を推進するよう努めること。

四 新エネルギー総合開発機構の新エネルギー開発等の業務運営にあたっては、短期的なエネルギー情勢に左右されることなく、長期的視点から積極的かつ効率的な事業展開を図ることができよう措置すること。

なお、アルコール製造事業の移管に伴い、今後、新エネルギー開発等の業務に支障を生ずることのないよう十分留意すること。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。

昭和五十七年二月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第一条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律

第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年七月三十一日」を

「昭和六十七年七月三十一日」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第二条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和五十七年七月三十一日」を

「昭和六十七年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

鉱害の復旧を促進し、及び鉱害の賠償の円滑化を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十七年七月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、鉱害復旧を促進し、鉱害賠償の円滑

化を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、法律の廃止期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 臨時石炭鉱害復旧法の一部改正  
法律の廃止期限を昭和六十七年七月三十一日まで延長する。

2 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正  
法律の廃止期限を昭和六十七年七月三十一日まで延長する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、鉱害復旧を促進し、鉱害賠償の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十七年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に、鉱害対策費として、五百八十億四千四百七十一万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十七年四月二日 衆議院会議録第十五号

昭和五十七年四月一日

石炭対策特別委員長 枝村 要作

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、国土の保全、民生の安定を図る見地から、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 最近実施された全国鉱害調査をもとに、早急に新たな鉱害復旧長期計画を策定するとともに、本法の延長期間内に累積鉱害の最終的処理が行われるよう適切な方策を講ずること。
- 二 鉱害復旧事業の実施にあたっては、他の公共事業、産炭地域振興事業等地域施策との整合性、賠償義務者が錯綜している地域の調整、石炭鉱害事業団の質的充実、遅延している有資力鉱害の着実な復旧促進等復旧体制の整備を図り、計画的、かつ、効率的に推進すること。
- 三 復旧対象については、答申の趣旨に沿い、科学的調査を実施する等被害の実態に応じた適切な措置を講ずること。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四 鉱害認定の促進を図るとともに、特に、判断が困難な地区については適切な調整を図る体制を整備し、また、鉱害紛争の処理については、裁定、和解の仲介制度の中立・公正な機能が十分発揮されるよう運営すること。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十七年三月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律

証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この

限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

2 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)第五条第一項(給付の種類)に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの

理由

警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善が行われ、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供することができることとなったことにかんが

み、証人等の被害についての給付制度においても、同様の改善を行うことにより、被害者又はその遺族の保護の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度において、協力援助者及びその遺族の保護の充実が図られることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、被害者及びその遺族の保護の充実を図ろうとするもので、その内容は、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付の受給権者が一時的に資金を必要とする場合に、これらの給付を受ける権利を担保として国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けが受けられるようにすること等である。

二 議案の可決理由

本案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善に伴い、証人等の被害につい

ての給付制度においても、同様の改善を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和五十七年四月二日

法務委員長 羽田野忠文

衆議院議長 福田 一殿

去る三月三十一日(水曜日)は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

昭和五十七年四月二日 衆議院会議録第十五号 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年四月二日 衆議院會議録第十五号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京港区芝浦一丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五二四二(六外)  
〒 105

定価  
一〇部